

主な障害福祉制度等一覧表（令和4年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障害																知的障害		精神障害		担当窓口
区分	名称	概要			視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害（心臓、腎臓、呼吸器等）	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳		療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	知的障害		精神障害								
											1級	2級			3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	A	B	
障害者手帳	身体障害者手帳	体が不自由な方が、一定の障害の状態であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。																			福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767				
	療育手帳	知的障害のある方が、一定の障害の状態であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。																							
	精神障害者保健福祉手帳	精神疾患のある方が、一定の障害の状況であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。																							
相談	障害者相談支援	相談支援専門員が障害のある方やその家族の様々な相談に応じ、障害福祉サービスを利用するための計画策定をはじめ、定期的なモニタリングを行うなどの支援をします。また、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	うおめま相談支援センター *電話 793-4011				
権利擁護	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者保護のための相談・指導及び助言を行うとともに、関係機関と連携して、虐待の未然防止と障害者の養護者等に対する支援等を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害者虐待防止センター（福祉支援課内） *電話 792-9767				
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立て費用（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。																			重度の知的障害のある方又は精神障害のある方で、経済的に助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方。				
手当・年金	特別障害者手当	支給額：27,300円/月額（R4.4.1時点） 年4回、合算支給（支給月：5月、8月、11月、2月）	20歳以上	有	精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方。																福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767				
	障害児福祉手当	支給額：14,850円/月額（R4.4.1時点） 年4回、合算支給（支給月：5月、8月、11月、2月）	20歳未満	有	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方。																				
	特別児童扶養手当	支給額：1級 52,400円/月額（R4.4.1時点） 2級 34,900円/月額（R4.4.1時点） 年4回、合算支給（支給月：4月、8月、11月）	20歳未満	有	障害のある児童を、家庭で監護・養育している父母等。																				
	在宅重度重複障害者介護見舞金	支給額：1級 20,000円/月額 年3回、合算支給（支給月：7月、11月、3月）		有	施設に入所することが困難な在宅の重度重複障害者（療育手帳A、該当する身体障害者手帳1級）を常時介護している父母等。																新潟県魚沼地域振興局健康福祉部 企画調整課 *電話 792-1145				
	障害（基礎）年金	原則、国民年金に加入している間に初診日のある（又は年金に加入していない60歳から64歳までの間に）病氣、けが、精神障害により一定の障害状態となった方等へ支給されます。	20歳以上	有	国民年金制度で定められた障害の状態の方へ支給されます。																市民課 国民健康保険係 *電話 793-7971				
	心身障害者扶養共済	心身障害のある方を扶養する加入者が死亡等の場合に、障害のある方に対し一生涯、毎月一定額の年金が支払われる制度です。なお、掛金の2分の1は市が助成します。	保護者が65歳未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767				
	児童扶養手当	支給額：児童1人の場合43,070円以下/月額、児童2人目加算額10,170円以下/月額、同3人目以降1人につき6,100円以下/月額（R4.4.1改定） 受給者及び同居の扶養親族の所得に応じて、手当額の全部又は一部が支給停止となります。5月、7月、9月、11月、1月、3月の10日に、前月分までを支給します。	対象児童が18歳以下（到達した年度の3月末日まで）	有	ひとり親家庭等の父又は母や、父母に代わって児童を養育している方が対象。対象児童が父及び母と同居しているも、父又は母に政令で定める障害があり、児童を監護又は養育する者は、手当を受けられる場合があります。また、児童に政令で定める障害がある場合は、20歳の誕生日前日まで期間を延長できる場合もあります。																教育委員会事務局 子ども課 児童福祉係 792-9201				
医療	重度心身障害者医療費助成（県障）	<自己負担限度額> ・外来1回 530円（同一医療機関で月5回からは無料） ・入院1日 1,200円（標準負担額減額認定証の交付を受けている方は、入院時の食事代も助成します。） ※保険適用外分は自己負担となります。 20歳未満の方については外来、入院自己負担金の支払いはありません。		有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767				
	（自立支援医療）育成医療の給付	障害を除去・軽減する手術等の治療によって、確実に治療効果が期待できるものに対し、医療費の一部を公費で負担します。医療費の自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限月額が設定されます。	18歳未満	有	身体に障害があるか又はその障害を残すと認められる児童。																				
	（自立支援医療）更生医療の給付	日常生活を容易にし、職業能力を増進するため、その障害を取り除いたり軽くするための治療で、確実な治療効果が期待できるものに対し、医療費の一部を公費で負担します（例：人工透析療法等）。医療費の自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限月額が設定されます。	18歳以上	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	（自立支援医療）精神通院医療の給付	精神疾患の治療のために医療機関を外来通院されている方を対象に、医療費の一部を公費で負担します。医療費の自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限月額が設定されます。																		△		△	△	△	


※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障害程度等により該当しない場合があります。上記障害区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

主な障害福祉制度等一覧表（令和4年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障害																				知的障害		精神障害		担当窓口									
区分	名称	概要			視覚障害		聴覚・平衡機能障害				音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由						内部障害（心臓、腎臓、呼吸器等）				療育手帳		精神障害者保健福祉手帳													
					1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	A		B	未所持	1級	2級	3級	未所持			
					△	△																																
医療	精神障害者医療費助成	精神疾患の治療のために、入院や外来通院した際にかかる医療費の一部を助成します。助成額は、医療機関等に支払った医療費の一部負担金の2分の1です。																																	福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767			
	特定疾患医療費の支給	原因不明で治療方針が確立していない指定疾患について、国の認定基準を満たしていると認められた場合に、その治療費の一部又は全額を支給します。			△	△																													新潟県魚沼保健所 *電話 792-8614			
	ひとり親家庭等医療費助成	<自己負担助成額> ※保険適用外分は自己負担となります。また、世帯員の所得額によっては、助成を受けられません。 ・外来1回 530円（同じ病院、同じ診療科に1ヶ月以内で5回通院した場合は、5回目から外来診療無料。 ・入院1日 1,200円。 児童については自己負担金の支払いはありません。	対象児童が18歳以下（到達した年度の3月末日まで）	有	ひとり親家庭等の父又は母や、父母に代わって児童を養育している方及び児童（18歳に到達した年度の3月末日まで）が対象。対象児童が父及び母と同居していても、父又は母に政令で定める障害があり、児童を監護又は養育する者は、助成を受けられる場合があります。また、児童に政令で定める障害がある場合は、20歳の誕生日前日まで期間を延長できる場合もあります。																																	教育委員会事務局 子ども課 児童福祉係 792-9201
日常生生活用具・補装具	補装具の給付	身体障害（難病患者等含む）の程度や内容に応じ、補聴器・義肢・車いす等の購入費又は修理費を給付します。自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限額が設定されます。		有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	日常生活用具の給付	重度の身体障害、知的障害のある方（難病患者等含む）を対象に、特殊マット・頭部保護帽・ストマ装具等の購入費を給付します。自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限額が設定されます。		有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	補聴器の新規購入費用又は耐用年数を経過した補聴器を更新する経費の一部を助成します。自己負担額は原則1割です。	18歳未満	有	身体障害者手帳の交付の対象とならず、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童が対象。																																	福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767
サービス等障害福祉	訪問系サービス	居宅での介護（入浴、排泄、食事等）、外出時の支援・危機回避支援。			原則、障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方、難病患者等を対象に、障害の状況、利用の意向、生活環境等を調査のうえ、必要なサービスを提供します。																																	福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767
	日中活動系サービス・短期入所	生活介護（デイサービス）、自立に向けた身体機能・生活能力の向上訓練、一般就労へ向けた訓練、一般就労困難者への就労機会提供、医療機関での療養介護、短期入所等。																																				
	居住系サービス	施設入所、グループホーム等。																																				
	地域生活支援事業	手話奉仕員等の派遣、外出時の移動支援、創作的活動等の機会の提供、訪問入浴、日中における一時見守り等。																																				
支援児障害児	通所支援	基本的動作の指導・集団生活適応訓練、生活能力向上訓練、社会との交流促進等。			心身に障害のある児童（一部20歳までの特例有）を対象に、障害の状況、利用の意向、生活環境等を調査のうえ、必要なサービスを提供します。																																	新潟県南魚沼児童相談所 *電話 025-770-2400
	入所支援	入所又は入院により、治療、日常生活の指導、自立のために必要な支援等。	原則18歳未満																																			
住宅改修	住宅整備事業補助金	居室、トイレ、浴室の改造、昇降機の設定等、障害のある方の利便性向上を目的とした住宅改修費補助。 ■補助基準額 30万円又は50万円 ■補助率 3/4又は1/2 ※課税状況により異なる。		有	○	○																																
	重度障害者等住宅改修費給付	手すり、スロープの設置、段差解消等、障害のある方の利便性向上を目的とした住宅改修費補助。 ■補助基準額 20万円 ■補助率 全額又は9/10 ※課税状況により異なる。																					△	△	△										福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767			
交通費助成	福祉タクシー利用料助成	福祉タクシー利用券を最大180枚（1枚100円相当。地域差有）交付します。魚沼市・南魚沼市・小千谷市のタクシー会社及び魚沼市福祉有償運送事業者、市内乗合タクシーで利用可能。			○	○	○																												福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767			
	人工透析者通院交通費助成	人工透析療法のため通院している方に対し、通院交通費の2分の1相当額を助成します。																									△	△	△									
	障害者施設通所交通費助成	障害者就労継続支援施設等に通所している方に対し、通所交通費の2分の1相当額を助成します。			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				

※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障害程度等により該当しない場合があります。上記障害区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

主な障害福祉制度等一覧表（令和4年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障害												知的障害		精神障害			担当窓口												
区分	名称	概要			視覚障害						聴覚・平衡機能障害				音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由						内部障害（心臓、腎臓、呼吸器等）				療育手帳		精神障害者保健福祉手帳					
					1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級		5級	6級	1級	2級	3級	4級	A	B	未所持	1級	2級	3級
自動車関係	自動車運転免許取得費助成	運転免許取得費の一部を助成します。 ■限度額 10万円 ■補助率 2/3以内		有	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767			
	自動車改造費等助成	自動車改造費、改造自動車購入費の一部を助成します。 ■限度額 10万円（本人運転）又は60万円（介護者運転） ■補助率 所得税課税状況等による		有	△	△			△						△	△																		
	新潟県おもいやり駐車場制度	公共駐車場の適正利用を促進するため、歩行が困難又は歩行に介助が必要な方へ利用証を交付します。 				○	○	○	○		△	△	△	△																				
	駐車禁止除外指定車標準	公安委員会が、道路標識等により駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となります。 				○	○	○	○		△	○				障害の区分及び組合せにより、対象とならない場合があります。						○												小出警察署 交通課 *電話 793-0110
	身体障害者標識（身体障害者マーク）	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。交通安全協会（交通センター内）で販売しています。 																														小出警察署 交通課 *電話 793-0110		
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。交通安全協会（交通センター内）で販売しています。 																																
	障害者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）	すべての障害のある方を対象とした世界共通のシンボルマークで、特に車椅子を利用する障害のある方に限定したものではありません。車いすマークのステッカーは、ホームセンター、インターネット等でも販売されています。他のドライバーなどに対する配慮を促すための、あくまでシンボリックなものです（法的効力無）。 				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(財)日本障害者リハビリテーション協会 *電話 03-5273-0601	
福祉有償運送	道路運送法に基づき、NPO法人等が自家用自動車（白ナンバー）により行う有償運送（移送サービス）。 ■市内実施団体：NPO法人合歡の会、(福)魚沼更生福祉会がけはし														障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方、難病患者、要介護認定を受けている方等で、他人の介助によらず移動すること、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難であると認められる方。なお、運営協議会で審査のうえ、事前に実施団体への会員登録が必要になります。																		福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767	
税金	市民税、県民税	障害のある方が納税義務者本人、又は納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族である場合、課税対象となる所得金額から控除が受けられます。																													税務課 市民税係 *電話 792-9751			
	所得税																																	
	相続税	相続人が85歳未満の障害のある方は、相続税から一定の金額が差し引かれます。			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	小千谷税務署 *電話 0258-83-2090			
	贈与税	特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた場合に、申告により贈与税の非課税枠があります。																																
	事業税	重度の視覚障害のある方が、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の医業に類する事業を営む場合、個人事業税が非課税となります。			○	○	△																								新潟県南魚沼地域振興局 県税部 *電話 025-772-2660			
	自動車税・自動車取得税	歩行が困難な障害のある方のために使用される自動車については、一定の条件の下、減免されます。 ※車検証の車種、所有者要件等があります。				○	○	○	△																							税務課 市民税係 *電話 792-9751		

※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障害程度等により該当しない場合があります。上記障害区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

主な障害福祉制度等一覧表（令和4年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障害																知的障害		精神障害				担当窓口						
区分	名称	概要			視覚障害						聴覚・平衡機能障害				音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由						内部障害（心臓、腎臓、呼吸器等）					療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			
					1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級		4級	A	B	未所持	1級	2級
公共料金の割引	NHK放送受信料の免除	<全額免除> 該当となる手帳をお持ちの方がいる世帯全員が、市民税非課税の場合	世帯員非課税		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767		
		<半額免除> 該当となる手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	世帯主		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	有料道路通行料金の割引	■割引率 50%（国内有料道路） 障害のある本人が運転する場合と、障害のある本人以外の方が運転し障害のある本人が同乗する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。 登録できる自動車は、障害のある方1人につき1台で、事前登録が必要です。 ※車検証の車種、所有者要件等があります。	本人運転 介護人運転		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
公共料金の割引	旅客鉄道運賃の割引	■乗車券種類 普通乗車券、定期券、回数券、急行券 ■割引率 50% 割引対象は、手帳の種類、利用形態により異なります。また、鉄道会社によって割引内容が異なる場合があります。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					各鉄道会社窓口		
	旅客船運賃の割引	■割引率 50%（国内各旅客航路） 割引対象は、手帳の種類、利用形態により異なります。また、船舶運航事業者によって割引内容が異なる場合があります。	本人のみ 介護人と同乗		○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					各船舶会社窓口	
	航空運賃の割引	■割引率 約35%~48%（国内各航空会社の国内線） 割引対象は、手帳の種類、利用形態、航空会社により異なります。また、航空会社によって割引内容が異なる場合があります。 ※療育手帳をお持ちの方は、手帳にあらかじめ市福祉事務所長の証明印が必要です。また、心臓機能障害の方は、医師の診断書が必要な場合があります。	12歳以上 本人のみ 介護人と同乗		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					各航空会社窓口
	バス運賃の割引	■割引率 普通乗車券 50%、定期乗車券 30% 一般路線バス全線、高速バス（県内・県外）の普通乗車券は、身体障害のある方及び知的障害のある方は50%割引（精神疾患のある方は県外高速バス対象外）。 ※12歳未満の方は一部対象外。精神障害者保健福祉手帳については、写真添付のものに限られます。	本人のみ 介護人と同乗		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					各バス会社窓口
	ハイヤー・タクシー運賃の割引	■割引率 10% 県内のハイヤー・タクシー運賃が割引されます（迎車回送料金は対象外）。料金精算の際に、乗務員へ手帳を提示してください。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					各ハイヤー・タクシー会社窓口	
	NTT東日本の優遇措置	障害種別・等級により、施設設置負担金（新規電話申込時）の分割払い、シルバーホン等福祉機器の使用料及び取付工事費の減免、電話番号案内「104」の無料案内が受けられます。			○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					NTT東日本 [固定電話から] 116（局番無し） [携帯電話から] 0120-116-000	
	携帯電話料金の割引	携帯電話基本使用料等の割引を受けられます。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					各契約会社窓口
その他	声の広報等提供（音声訳）	文字による情報入手が困難な障害のある方などを対象に、市報等の必要度の高い情報を音声訳CDに加工し、定期的又は必要に応じて適宜お届けします。 ■提供情報 市報、市議会だより、社協だより等 ■利用料 無料 ■実施団体 魚沼音声訳の会			○	○	○	○	○																				魚沼市社会福祉協議会 地域福祉課 *電話 792-8181				
	緊急通報システム（NET119）	お持ちのスマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。音声での会話が困難な人がいつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができます。 ※事前に利用登録が必要です。								○	○	○	○	○															魚沼市消防本部 通信指令室 電話 793-0119 ファックス				
	電話リレーサービス	聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につきなくサービスです。 ※事前に利用登録が必要です。								○	○	○	○	○															（一財）日本財団電話リレーサービス 電話03-6275-0910 ファックス03-6275-0913				
	ヘルプマークヘルプカード	援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。なお、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できるようにしたカード型の「ヘルプカード」もあります。 ヘルプマーク・ヘルプカードは、希望する方に手帳の有無に関係なく無料で配布しています。																											福祉支援課 障害福祉係 *電話 792-9767				

※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障害程度等により該当しない場合があります。上記障害区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。